○外務省令第十二号

研修員手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

外務大臣　茂木　敏充

研修員手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の支給に関する規則（令和六年外務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（手当の月額の換算率） **第一条**　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第三十三条に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。	（手当の月額の換算率） **第一条**　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第一項に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。
備考　表中の全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第十三号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条の規定に基づき、同行配偶者手当の支給に関する規則を次のように定める。

令和八年四月一日

外務大臣　茂木　敏充

同行配偶者手当の支給に関する規則

（同行配偶者手当の対象となる配偶者）

第一条　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下「法」という。）第六条第四項に規定する主として在外職員の収入によって生計を維持している者は、次の各号に掲げるものとする。

一　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条第一項第二号に規定する被扶養者に該当するもの

二　前号に該当しない特段の事情があるもののうち主として在外職員の収入によって生計を維持していると認められるもの

（配偶者に関する届出等）

第二条　前条に規定する配偶者を伴う在外職員は、生計維持の状況その他必要な事項を、証拠書類の写しを添えて速やかに外務大臣又はその委任を受けた者に届け出なければならない。その届け出た事項に変更が生じた場合も同様とする。

2　前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

3　同行配偶者手当の支給の開始については、第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から六十日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

4　前項の規定は、同行配偶者手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（同行配偶者手当の支給期間の延長特例）

第三条　法第十八条第二項に規定するやむを得ない事故とは、次の各号に掲げる事由であって、これにより新在勤地への配偶者の移動が本人の意思にかかわらず物理的に不可能なものをいう。

一　配偶者の傷病、妊娠又は事故（行方不明等）

二　新旧在勤地で発生した戦乱、事変、天災等

三　その他特別な事態

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の日の前に改正前の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第六条第四項に規定する配偶者手当を支給する在外職員に該当することとなり、同日以降に第二条に規定する届出をしようとするものについては、第二条第三項及び第四項中「同行配偶者手当」とあるのは、「配偶者手当」と読み替えて適用する。